

3. 寄稿：まちづくりと専門家の役割

(株)エックス都市研究所 元代表 現相談役、(一財)都市計画コンサルタント協会理事 佐伯 直)

私は、約 50 年にわたり都市計画の専門家としての活動を行ってきた。その中で昨今「まちづくり」という言葉が世の中に広く行き渡り、都市計画を専門にしている私としては、ポピュラーになり歓迎する面もあるが、一方では安易に使われていることに危惧しているところである。

そこで、本稿では、「まちづくり」の歴史的背景を振り返るとともに、私なりの定義をし、現状の概観と課題、そして「まちづくり」がより社会的に意義のあるものとしていくため我々専門家が果たすべき役割を私の実体験を中心に述べてみたいと思う。

「まちづくり」の定義と歴史的変遷

まず、「まちづくり」を定義しなければならない。これについては諸説があるが、本稿では住民自らが発意し、自らが行動する都市及び地域空間における空間の創造、整序並びに活動と定義したい。

次に、「まちづくり」という言葉がいつから使われ始めたか、これも諸説があるようである。まず、我が国の都市形成の変遷の中で、紐解いてみようと思う。我が国においては、1960 年代からの高度経済成長期に都市への人口及び機能の集中と拡大が進む「都市化の時代」に入り、都市基盤の整備及び住宅・宅地の大量供給が急務となり、公的主体によるハード面の都市づくりが進められた。その後、バブル期を迎え、民間ディベロッパーによる都市開発が興盛を極め、民間企業が都市づくりの主役に躍り出た。しかし、こうした都市づくりの進展により、公害や日照権等の様々な生活環境上の弊害が生まれ、そこに住む人々が我が街の都市づくりに関与することが必要とする気運が高まってきた。

こうした流れに対応して国においても新たな制度が創設された。主なものでは、街の細かなルールを定めることが出来るドイツの B プラン(地区詳細計画)に倣った地区計画制度の創設(1980 年)、1980 年頃から各地域で制定された各種まちづくり条例、市町村が住民参加のもとに進める市町村マスタープラン制度の創設(1992 年)、住民などが自ら提案出来る都市計画提案制度の創設(2005 年)などである。

一方、2000 年の地方分権一括法の制定に合わせて、地方分権の大きな流れが生まれ、住民参加のもとでの開かれた自治体運営を進めるため、各地域において自治基本条例、まちづくり基本条例などが制定され、市民参加を原則とする自治体運営が始動した。

以上のような、変遷を踏まえると、ここで定義した「まちづくり」は、今から 30 年ほど前の 1990 年頃からと推測される。

まちづくりの担い手

高度成長期～バブル期にかけて地域・都市の開発・整備を担っていたのは、国や地方自治体の

行政、UR 都市機構(旧住宅都市整備公団)と民間ディベロッパー等の民間企業である。また、我々都市計画コンサルタントは主として行政などからの委託を受けて地域・都市の開発・整備具体化のための計画策定や設計業務を担っていた。

その後、2019 年頃から地域・都市づくりの担い手として自ら住んでいるまちを少しでも安全・快適にしようとする市民が表舞台に現れ、全国各地で市民まちづくり活動が進められ、市民が新たなまちづくりの担い手となった。市民は個人ではなく、有志の人々が集まって活動していたが、1998 年(平成 10 年)に特定非営利活動法人制度(NPO)が創設され、法人格を得ることにより社会的信頼の向上や事業内容の拡大等、活動基盤の安定化を図ることが出来るようになった。2022 年 3 月 31 日現在、50,786 法人ある NPO 法人のうち、定款に「まちづくりの推進を図る活動」とする法人数は 22,611 法人あり、ほぼ半数の NPO 法人が定款に「まちづくりの推進を図る活動」をあげている(内閣府資料)。

市民まちづくりは多岐にわたり、身近な公園を市民の発想でリニューアルするハード的活動から、例えば駅前で定期的にイベント活動をするソフト的活動まで多種多様である。

しかし、市民まちづくり組織の多くは素人集団の集まりであり、活動目的を具体化する段階で壁にぶつかってしまう。特にハード面に関しては法令等の専門知識が乏しいため、まちの改善に対してかけ声で終わってしまうケースが多く見られる。

市民まちづくり活動における専門家の役割

こうした状況の中で、市民まちづくり活動が目指す目的を実現に導き、地域社会に定着するためには、専門家の果たす役割は大変大きなものと考えられる。以降、私が都市計画専門家として実際に関わった市民まちづくりの事例を紹介する。

私は、全国各地の都市計画、地域活性化等の仕事を数え切れないほど関わった。しかしある時、自分が住んでいる街に対して何も果たしていないことに気づいた。

私が住んでいるところは、私鉄沿線の郊外住宅地であり、その駅前には駅前広場がなく、バス、自家用車等の交通が錯綜し雑然とした空間であった。丁度その時に駅前の空閑地にマンション開発が持ち上がり、市民の有志がその空閑地を駅前まちづくりに活用することを訴える活動が起こり、市民の有志十数名による任意のまちづくり組織が誕生した。私は、その組織に専門家として参加し、駅前の交通を整序するため交通広場を新設することを提案し、賛同を得てその活動に着手した。私は専門知識を生かして、交通広場のバスや自家用車の車両軌跡図をもとにした計画案を作成し、地域住民に対する説明会を開催した。その時に市の担当課長が同席しており、車両軌跡図を見てこの計画案は単なるポンチ絵でなく、専門的に練られた案であることを見抜き、計画の実現に協力することを申し出てきた。また一方で鉄道事業者の担当課長も従来から市民まちづくりに関心が深く協力的であることから、駅前まちづくりを市民提案としてまとめ、市長と鉄道事業者代表に提出することになった。いわば、市民、行政、鉄道事業者の協働まちづくりが進められたのである。



作成した駅前交通広場車両動線図 (軌跡図)



完成した駅前交通広場

その後の検討により、バスターミナルは鉄道事業者が整備し、その隣接地の鉄道事業者の土地に市が整備する形で、タクシーと自家用車の乗降場、駐輪場などの施設の整備や歩道の拡幅などが実現した。その後、駅前まちづくり活動は様々な形で継続したが、その中で私は市と連携し、駅前通りの景観ルールの検討を住民とともに進め、条例化を果たすことが出来た。

以上が概略の経緯であるが、地元の駅前まちづくりに専門家として参加したことの

効果は、①専門知識を生かして実現性の高い案を作成出来、その求心力により活動の活発化につながった。②市民の思いつきの活動でなく専門性に裏打ちされた活動を市と鉄道事業者が評価し実現化に至る重要な要因となった。③行政とのパイプ役を担うことが出来、実現性を高めた。などと考えられる。

この例は、数ある市民まちづくり活動の一例にすぎないが、市民まちづくり活動に専門家が加わることにより、その組織内部の活性化及び対外的な信頼性の向上などが図られるものと考えられる。

最後に、私が参加している NPO 法人「日本都市計画家協会」は都市計画、建築、市民活動等の専門家集団であり、設立以来 20 年、こうした市民まちづくりを専門的に支援する組織として活動している。全国の市民まちづくりにおける活用を期待したい。

